アナログ規制の点検・見直し方針

令和７年２月６日
企画財政部まちづくり推進課 DX 推進室
総務部総務課行政係

目次

アナログ規制の点検・見直し方針
１ はじめに 1
２ 点検・見直しの目的 2
３ 点検・見直しの推進体制 3
４ 点検・見直しの対象範囲 ..... 4～5
５ 点検・見直しの進め方 5
（１）対象となる規制の洗い出し 5
（２）規制根拠の分類 5
（３）規制の類型化・フェーズの区分 5
（４）規制の見直し工程表の策定 6
（５）規制の見直しの実施 6
６ 類型化とフェーズの区分の考え方 ..... 6～9
７ 進行管理 10
（１）工程表の策定 10
（２）各部課等における進行管理 10
（３）全体の進行管理 10

１　はじめに

近年のデジタル技術の高度化とその利活用の進展により、生活の在り方が大きく変化している一方、行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

これらのいわゆる「アナログ規制」が広く社会に浸透していることが、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面もあると考えられている。

少子高齢化が進み、今後、あらゆる場面で人手不足が見込まれる中で、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、規制や手続の見直しを始めとする構造改革に取り組むことが重要になっている。

国は、国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるよう、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための５つの原則を提示するとともに、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進め、令和６年６月までにデジタル規制改革推進の一括法等の法改正、政省令改正、通知等による解釈の明確化等により規制の見直しを実施したところである。

本市においても、国の動きを踏まえ、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要である。そこで、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

【点検・見直しの進め方イメージ】

【STEP1】条例等において代表的な7項目のアナログ規制＋FD等記録媒体規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類

【STEP2】規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、そのうえでデジタル技術が適用される段階を3つに区分

【STEP3】以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施

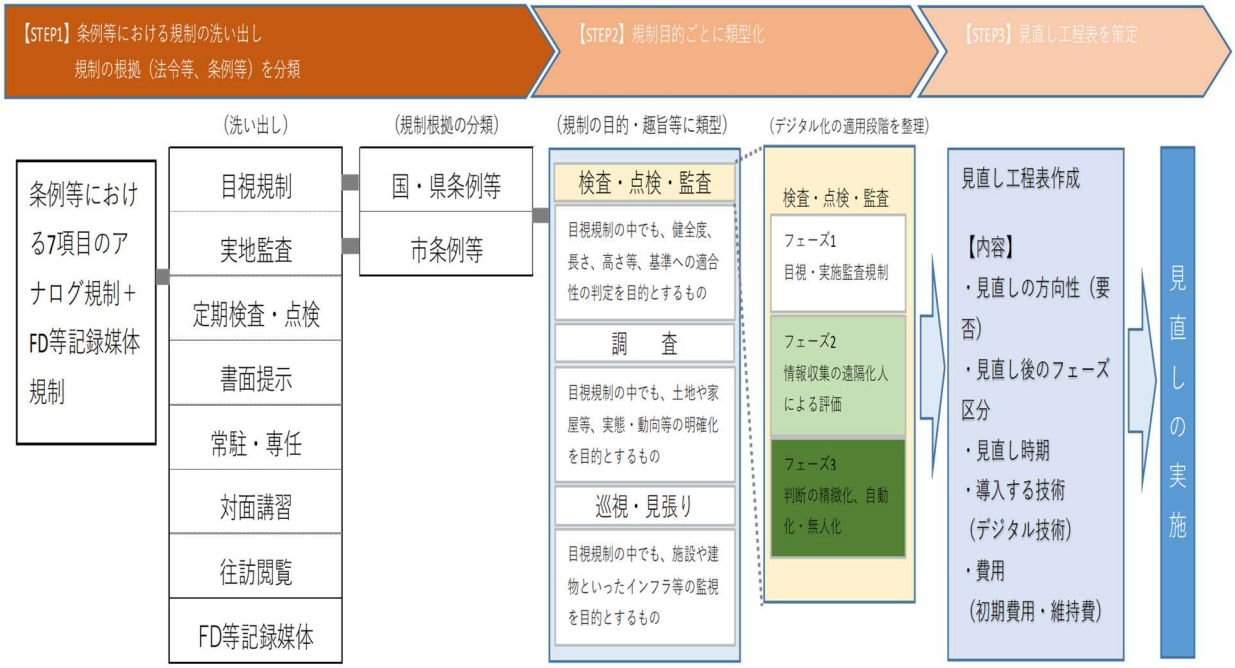

２ 点検・見直しの目的

国による法令等の点検･見直しの動きを踏まえ､条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則（以下「デジタル原則」という。）」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組み、市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、行政コストの削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が果たされるとともに、市の業務でも効率化とサービス向上が期待される。

【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会（令和5年10月6日廃止）において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則（機動的で柔軟なガバナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

３ 点検・見直しの推進体制

宇土市DX推進本部において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底・指示を行う。また、幹事会で情報共有等を行い、まちづくり推進課DX推進室及び総務課行政係を推進部門として、点検・見直し状況の取りまとめ等を行い、各部課等は、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出し、見直しを進めていく。

【推進体制イメージ図】

・庁内推進体制

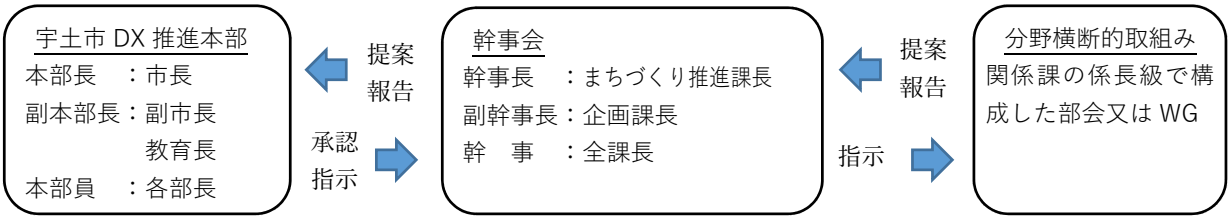

・幹事会以降の詳細の構成

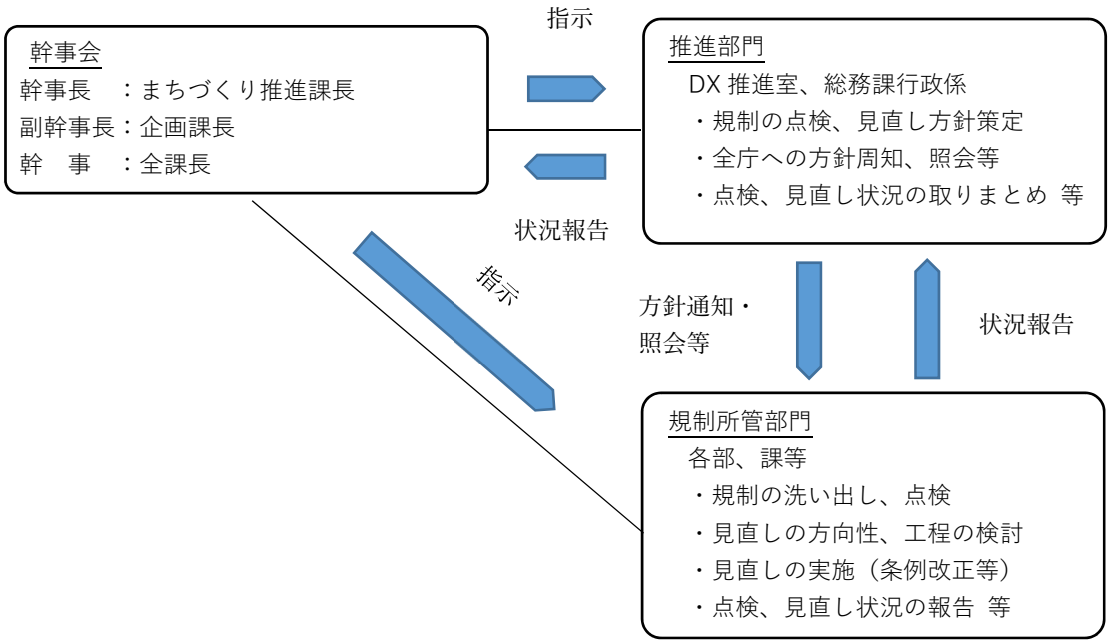

４ 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、本市が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領）を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制７項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制７項目に該当する規定を対象とする。

また、当該７項目に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととする。

【代表的なアナログ規制７項目】

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（１人１現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面提示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

【フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制】

規制項目	規制の内容
FD（フロッピーディスク） 等の記録媒体を指定する規制	フロッピーディスク、フレキシブルディスク、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等の個別（特定）の記録媒体の使用を定めている規制

【参考：代表的なアナログ規制である７項目】

デジタル臨時行政調査会においては、アナログ規制の見直し方針（デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会））の取りまとめと並行して、代表的なアナログ規制である7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法令等の規定を洗い出し、一つひとつの規制について「構造改革のためのデジタル原則」への適合性について点検を行った。

５ 点検・見直しの進め方

（１）対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な７項目と FD 等）を洗い出す。作業にあたっては、あらかじめ推進部門において、宇土市例規集からアナログ規制に該当する可能性がある条例等を「例規影響調査・検討資料」としてリストアップし、規制所管部門に照会を行う。

照会を受けた規制所管部門は、リストアップされた条例等を精査するとともに、所管する宇土市例規集に搭載されていない要綱・要領等において対象となる規制をリストに追加する。

（２）規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、あるいは市の条例等に基づくものか）を分類する。

【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で、分類を行うもの。

（３）規制の類型化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、規制の趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを３つの段階（フェーズ）に区分する。

【類型化・フェーズの区分の必要性】

◆類型化

⇒ 点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて類型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

◆フェーズの区分

⇒ IoT 等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

（４）規制の見直し工程表の策定

５（１）から（３）により、現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定。

（５）規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各部課等において条例等の改正を含む見直しを実施。

６ 類型化とフェーズの区分の考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国・県における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的であると考えられることなどから、規制に当てはめる類型とフェーズは、国の考え方を準用し、次のとおりとする。

【規制区分ごとの類型】

規制区分	類型		内容
目視 実地監査	①	検査・点検・監査	一定の情報収集を行った上で、条例等が求める一定の基準に適合するかどうかを判定・判断すること
	②	調査	実態・動向などを明確化し、一定の政策的判断のために情報収集や収集した情報の整理を行うこと
	③	巡視・見張り	ある人、若しくはある機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうか、目的を達成するのに不適当でないか、又は設備・施設の状態等について、一定期間内において常時注目すること
定期検査・点検	①	第三者検査	第三者により一定の基準への適合性を判断すること
	②	自主検査	自らにより一定の基準への適合性の判断をすること
	③	調査・判定	実態・動向・量などの明確化のために行われること
常駐・専任	①	常駐（モノ）	施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、事業所や現場に物理的に留まること（主にモノへの対応）
	②	専任（モノ）	施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のために、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（主にモノへの対応）
	③	常駐（人）	利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うために、事業所や現場に物理的に留まること（主に人への対応）
	④	専任（人）	利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うために、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（主に人への対応）

対面講習 書面掲示 往訪閲覧・縦覧	①	講習	特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるために行われる講義又は実習
	②	公的証明書等の掲示	書面（紙面）により発行した公的な証明書や許可書等を特定の場所に掲示すること
	③	申請による公的情報の閲覧・縦覧	公的な情報を申請に応じて閲覧・縦覧させること
	④	公的証明書等以外の情報の掲示、申請によらない公的情報の閲覧・縦覧	公的証明書等以外の情報を物理的な掲示場等へ掲示し見せること、また、広く一般または一部の者に見せる情報のうち、申請によらず閲覧・縦覧させること

【規制区分ごとのフェーズ（Phase）】

規制区分	フェーズ	内容
目視 実地監査	1-① 目視・実地監査規制	特定の者が現場で確認等をすることを課している場合
	1-② 目視・実地監査規制	検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているかが不明確な場合
	2 情報収集の遠隔化、人による評価	検査や監査等のための情報収集の遠隔化が許容されているが、人による評価等が必要な場合
	3 判断の精緻化、自動化・無人化	フェーズ 2 に加え、リスク評価、情報整理、違法性、安全性等の特定がＡＩ等により全部又は一部可能である場合
定期検査・点検	1-① 定期検査・点検規制	一律に「年 1 回」「月 1 回」「日 1 回等、一定の期間に検査を行うことを求める場合
	1-② 定期検査・点検規制	定期的な検査を緩和する規定が設けられているが、緩和の条件が不明確な場合
	2 デジタル技術の活用による規制目的の達成	現行の検査手法等の技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）、可能な項目から検査等の周期の延長、検査等の結果報告のオンライン化の推進といった取組が行われている場合
	3 定期検査・調査・測定の廃止	常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務付け）することにより、定期検査の撤廃や検査周期の延長が行われている場合

常駐・専任	1 常駐・専任規制あり	（物理的に）常に事業所や現場に留まることを求める場合や、職務の従事や事業所の所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（１人１現場の紐付け等）を求める場合
	2 デジタル技術等の活用による規制緩和	常駐・専任義務の一部にデジタル技術が活用され、規制や緩和が合理化されていることが明確化されている場合
	3 常駐・専任規制なし	常駐・専任規制が撤廃され、完全に課されていない場合

規制区分	フェーズ	内容
対面講習	1-① 対面規制あり又は解釈不明確	条例等の規定にて受講することとされている講習を対面で行うことを求めている場合
	1-② 対面規制あり又は解釈不明確	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合
	2 デジタル技術の活用による一部のオンライン化等	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合
	3 デジタル完結	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合
書面掲示	1-① デジタル化を一切許容しない	書面により発行した公的な証明書等を特定の場所に掲示することを求めている場合
	1-② デジタル化を一切許容しない	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否か不明確な場合
	2 一部許容している	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確にしている場合
	3 デジタルによる掲示を基本とする	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合
往訪閲覧・縦覧	1-① 紙・人の介在	公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている場合
	1-② 紙・人の介在	デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否かが不明確な場合
	2 デジタル原則に適合する手段を可とする	少なくとも一部の手続について、デジタル原則に適合する手段の活用が可能であることを明確化している場合
	3 デジタル完結を基本とする	すべての手続について、デジタル原則に適合する手段が明確化され、オンラインで行うことが基本としている場合

7 進行管理

（１）工程表の策定

令和７年度から実施する全庁的な洗い出し・点検に基づき、各規制の見直し工程表を策定する。

（２）各部課等における進行管理

各部課等は、上記（１）工程表に沿って、計画的に見直しを実施できるよう、各部課長等の下、所属内職員に周知徹底を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

（３）全体の進行管理

アナログ規制の見直しを全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、宇土市 DX 推進本部及び幹事会において、定期的に進捗管理等を行う。